

国民生活センター相模原事務所
研修施設の活用に関する懇談会
報告書
(素案)

平成26年〇月

目 次

はじめに

I 相模原事務所研修施設の概況

1. 相模原事務所が建設された経緯及び各施設の概況
2. 管理研修宿泊棟の概況
3. 相模原事務所で実施されてきた事業
 - (1) 商品テスト事業
 - (2) 研修事業
 - (3) 外部利用者への貸出し
 - ア 市場化テスト
 - イ 国（消費者庁）による利用
4. 相模原事務所の建物管理

II 研修施設の在り方をめぐるこれまでの経緯

1. 行政刷新会議での議論及び平成 22 年閣議決定
2. 平成 22 年閣議決定を踏まえた研修施設及び研修事業の現状
3. 行政改革推進会議における検討

III 懇談会における検討

1. 研修施設の利用見込み
 - (1) センターの教育研修事業
 - (2) 研修ニーズの高まり
 - (3) 今後の研修計画
2. 研修効果
 - (1) 学習効果の高い研修の実施
 - (2) 研修施設利用再開に向けた環境整備
 - (3) 一般利用者への貸出し
3. 稼働率
4. コスト比較
 - (1) 前提条件
 - (2) 研修施設で実施した場合

(3) 外部施設で実施した場合

(4) 比較結果

おわりに

はじめに

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）相模原事務所の研修施設については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「平成22年閣議決定」という。）を受け、平成23年9月をもって同施設における研修を廃止し、外部施設を利用して研修事業を行ってきた。研修施設の処分には電気設備の移築等の費用が発生するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、研修施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。

研修施設については、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）の下で平成25年3月から開催された「消費者行政の体制整備のための意見交換会」等において在り方の検討が進められるとともに、行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会においても議論が行われ、平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（以下「平成25年閣議決定」という。）において、「相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る」こととされた。

これを踏まえ、本懇談会では、学識経験者、有識者、事業者団体、消費者団体など各分野の関係者が参画し、研修施設の再開について施設の利用見込み、長期を含めたコスト等について具体的な検討を行った。

I 相模原事務所研修施設の概況

1. 相模原事務所が建設された経緯及び各施設の概況

相模原事務所は、昭和 55 年、「商品テスト・研修施設」としてキャンプ淵野辺跡地¹に建設された。その後、「国の行政機関等の移転について」（昭和 63 年 7 月 19 日閣議決定）を踏まえ、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づく組織の独立行政法人化と合わせ、センターの主たる事務所を神奈川県（相模原事務所）としている。

なお、相模原事務所の土地及び建物の概況は、次のとおりである。

①土地 敷地面積 44,757.70 m²

②建物 延床面積 12,895.54 m²

区分	竣 工 年 月 <small>しゅん</small>	延床面積
管理研修宿泊棟	昭和 55 年 3 月	7,209.62 m ²
商品テスト棟	昭和 55 年 3 月	3,069.10 m ²
商品テスト 2 号棟	昭和 56 年 3 月	1,670.67 m ²
商品テスト 3 号棟	平成 6 年 3 月	710.41 m ²
家庭内事故解析棟	平成 11 年 3 月	203.85 m ²
倉庫	平成 10 年 3 月	31.89 m ²
合計		12,895.54 m ²

2. 管理研修宿泊棟の概況

相模原事務所のうち、管理研修宿泊棟（以下「研修施設」という。）に所在する会議室及び宿泊室の概況は、次のとおりである。

	室 名	定 員	広 さ
会議室	講堂	180 人	285.77 m ²
	中会議室	50 人	92.02 m ²
	研修室 A	80 人	112.55 m ²
	研修室 B	30 人	52.88 m ²
	討議室 A～C	各 12 人	A : 22.42 m ²

¹ 戦後、米軍が淵野辺公園や博物館等の立地する周辺一帯（約66ha）を「キャンプ淵野辺」として利用してきたが、昭和49年11月30日に米軍から日本政府に全面返還された。跡地利用については、地方利用分（県・市）、国利用分及び留保地（国有地）の3分割の処理とされ、これまで、地方利用分では市立小・中学校、県立高等学校、淵野辺公園等に、国利用分ではセンターのほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、東京国立近代美術館等に活用されている。

			B : 26.26 m ² C : 27.58 m ²
	談話室A	14人+応接セット	38.27 m ²
	談話室B	応接セット	23.75 m ²
	食堂	100人	200.76 m ²
	教養娯楽室A・B (和室)	各30人	59.52 m ²
	教養娯楽室C (和室)	18人	54.36 m ²
	IT講習室	100人	295.11 m ²
宿泊室	一般(72室)	72人	—
	講師用(3室)	3人	—

※付帯施設：食堂、図書資料館、ランドリーアイロン室、簡易調理室、ロッカー室等

3. 相模原事務所で実施されてきた事業

センターの事業は、相模原事務所と東京事務所（東京都港区）において実施されているが、このうち、相模原事務所においてこれまで実施されてきた事業は、次のとおりである。

(1) 商品テスト事業

消費生活センター等における相談業務の支援及び注意喚起情報の提供等を目的として、商品テストを実施

(2) 研修事業

消費生活相談員及び行政職員等を対象として、研修事業を実施（平成23年8月まで）

(3) 外部利用者への貸出し

ア 市場化テスト

センターは、「独立行政法人等整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、「相模原事務所の企画・管理・運營業務」について、平成21年度から23年度までの3年間、高校、大学のゼミ合宿等に活用することによる市場化テスト²を実施した。市場化テストの結果、延べ4,979人（年

² 官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するもの

平均 1,660 人) が利用し、センター業務以外の利用による宿泊施設の利用者は市場化テスト実施前と比較して微増した (表 1)。

表 1 市場化テストによる宿泊施設利用延べ人数

(単位：人)

	平成 19 年度 (比較対象基準年度)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延べ人数	1,587	1,710	1,618	1,651

イ 国 (消費者庁) による研修等

平成 23 年度において、国 (消費者庁) が消費者庁職員、地方公共団体職員等に対して実施する研修会場として貸出しを行った。

なお、平成 24 年度においては、消費者庁職員への業務説明が研修施設で行われた (表 2)。

表 2 国 (消費者庁) による研修等の実績

区分	目的	内容
平成 23 年度	消費者庁研修 (特商法 ^{注1} ・景表法 ^{注2})	場所貸 (6/27~6/29)
	消費者庁研修 (特商法・景表法)	場所貸 (7/11~7/15)
平成 24 年度	消費者庁職員への業務説明	場所貸 (6/20)

(注 1) 特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号)

(注 2) 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第三百三十四号)

4. 相模原事務所の建物管理

相模原事務所の建物管理 (受付業務、清掃業務、警備業務及び機械運転業務) については、昭和 55 年度から一般競争入札により外部の専門業者に委託している (表 3)。

表 3 総合管理業務委託費の推移

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託費	35,263	35,263	35,263	27,435	24,931

(注) 上記金額には、実施精算額分 (ベッドメイク、臨時清掃等) は含んでいない。

II 研修施設の在り方を巡るこれまでの経緯

1. 行政刷新会議での議論及び平成 22 年閣議決定

平成 22 年 3 月 11 日に開催された行政刷新会議（第 6 回）において、同年 4 月下旬と 5 月下旬に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業について事業仕分けを実施することが決定され、同年 4 月 28 日にセンター等を対象とした事業仕分けが実施された。この結果、センターの研修事業については、「研修事業（施設）の廃止を含めた見直し」という評価結果が示された。

その後、同年 11 月 26 日の行政刷新会議（第 30 回）における決定及び同年 12 月 7 日の閣議決定において、平成 23 年度中に、センターが行う研修施設での研修事業については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討するとともに、平成 24 年度中に同施設を研修施設として廃止することが決定された。

2. 平成 22 年閣議決定を踏まえた研修施設及び研修事業の現状

センターにおいては、これらの決定等を踏まえ、平成 23 年度下半期から研修施設での研修を廃止して外部施設を利用して研修を行うこととし、これを平成 23 年度の研修計画（平成 22 年 12 月策定）に盛り込み、実施した。

さらに、平成 24 年度においては、外部利用も含めた研修施設としての利用を廃止した。

平成 25 年度以降も、センターの研修事業については、引き続き外部施設を利用して実施している。

3. 行政改革推進会議における検討

平成 25 年 11 月 12 日に開催された行政改革推進会議・独立行政法人改革等に関する分科会第 3 ワーキンググループ（第 6 回）において、研修施設の利用再開について議論が行われたところ、当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっているが、過去の実績との比較だけでなく長期的な観点で、施設利用の必要性、長期を含めたコスト面の比較等を精査した上で研修施設の利用を検討することとされた。

その後、研修施設の再開については、同分科会が同年 12 月 20 日に取りまとめた「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」を経て、平成 25 年 12 月 24 日の閣議決定により次のとおりとされた。

また、同分科会においては、センターの在り方についても検討されていたところであるが、研修施設の再開と併せて次のとおりとされた。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日）

- 消費者問題に対して、行政措置（行政処分、有権解釈の提示）を行う国の機関から独立して、柔軟性・機動性を持って対応する必要があることから、中期目標管理型の法人として位置づけることが適当である。
- 国民生活センターが行う研修については、相模原研修施設が廃止されたことから、現在外部施設を利用して実施している。当該研修施設の処分には電気設備の移築等の費用を要するほか、立地上、売却も困難な見通しであり、当該施設利用時に比べてかえってコスト増の結果となっている。
このため、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得るべきである。

平成 25 年閣議決定（平成 25 年 12 月 24 日）

- 中期目標管理型の法人とする。
- 相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成 26 年夏までに結論を得る。

なお、「中期目標管理型の法人とする」とされた平成 25 年閣議決定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）が平成 26 年 6 月に成立し、同月公布され、平成 27 年 4 月から施行されることとなっている。

Ⅲ 懇談会における検討

1. 研修施設の利用見込み

(1) センターの教育研修事業

センターでは、現在、次のような 3 種類の研修を実施している。

ア 集合研修

東京近辺外部会場等で実施している研修であり、全国の消費生活相談員等を 1 か所に集めることで、最新の知識、技術、情報を効率的、効果的に習得することを可能とし、全国の参加者間による情報交換、知見・ノウハウの相互交換や、研修講師の招へいが容易といった利点がある。

イ 地方で開催する集合研修

地方公共団体の受講対象者の中には、地理的な条件、人員、予算面から東京近辺で実施する研修に参加することが困難な場合もあることから、センターでは、地方公共団体との共催により地方での研修を実施している。

このような地方開催での集合研修は、センターと共催することによって、地方公共団体が研修の実施に関する知見やノウハウを蓄積できるという利点もある。

ウ 遠隔研修（Dラーニング）

センターでは、消費生活相談等に関する「知識」について、地元にいながらいつでも習得できるよう、インターネットを利用した遠隔研修を実施している。

消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要なトピック的知識を習得する場合に適した研修方法である。

（２）研修ニーズの高まり

平成 22 年閣議決定以降、消費者行政に関する様々な課題が新たに発生しているところ、これら諸課題に対する取組として研修のニーズが高まっている。

ア 消費者教育の拡充の必要性

平成 24 年 12 月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第 13 条において、「（前略）独立行政法人国民生活センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない」とされており、独立行政法人国民生活センター第 3 期中期計画（平成 25 年 3 月 29 日決定）においても、同法が施行されたことを踏まえ、消費生活相談員等を対象として、消費者教育に関する専門的知識を習得させるための研修を実施し、情報提供等を行うことを定めている。

また、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）においても、センターは、消費者教育の担い手養成に関して、

幅広く地域活動に従事する者を対象とした人材養成プログラムを開発、提供する拠点と位置付けられている。

このため、センターは、消費者教育に関して多様な実施主体と連携を図るなどして、消費生活相談員等を対象とした消費者教育に関する専門的知識を習得させるための研修を実施することが期待されている。

イ 高齢者等の見守り体制拡充の必要性

近年、高齢者等の消費者被害が急増しており、被害額も高額化するとともに、悪質商法に何度も狙われる「二次被害」が増加している。高齢者等は孤立していたり、認知症などにより判断能力が低下していたりするケースがあることや、高齢者本人からの相談が少ないこと等から、対応が遅れ被害が拡大する傾向が強い。

この状況を踏まえ、消費者行政の体制整備が必要であったところ、第186回国会において消費者安全法の改正を含む不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）が成立した。これにより、高齢者等の見守り活動を行う消費者安全確保地域協議会を地方公共団体等が組織することが可能とされるとともに、民生委員や介護福祉士をはじめ、団塊の世代の退職者等の幅広い担い手に見守り活動を始める消費者問題に関する活動に参画してもらうための仕組みとして、消費生活協力団体・消費生活協力員を地方公共団体が委嘱できることとされた。また、改正後の消費者安全法第11条の7第3項には「地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められたところであり、このような地方公共団体の取組に対して支援を行うことが求められている。

なお、介護福祉士等の消費生活協力員に対する研修の実施に当たっては、消費生活相談員を同研修の受講者に加えるなどして、受講者同士の業務内容や実情を情報交換できるような研修カリキュラムが組まれることが期待されている。

ウ 地方消費者行政体制における庁内連携・官民連携の強化の必要性

平成25年8月6日に、消費者委員会から行われた「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」でも指摘されているとおり、上記のような消費者教育推進の取組や高齢者等の見守り体制の強化が求められている中、地方消費者行政担当部局を中心として、教育、福祉担当部局等の庁内連携や、地域の福祉関係団体等の官民連携を重層的に展開していくことが必要

である。また、平成 25 年 12 月に公表された「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」報告書では、消費生活相談において、地方公共団体は、消費者行政担当職員が調整役となり、医療、保健、福祉、教育、税務といった関係部署との庁内連携を図り、包括的に対応すべきと指摘されている。このような庁内連携及び官民連携を実現するために、地方公共団体の消費者行政担当職員に対する研修を充実させていくことが必要となっている。

エ 消費生活相談員に対する研修を充実させる必要性

平成 25 年 12 月に公表された「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」報告書では、消費生活相談員の資質の向上を図るために、研修等の充実を図る必要があり、センターにおいても研修・講座の活用・充実等を図るほか、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境作りを含め、研修等の機会を増やす必要があると指摘されており、相談員向けの研修についても、引き続き拡充していくことが必要となっている。

さらに、上記イのとおり、消費者安全法が改正され、第 9 条において、「(前略) 国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、(中略)、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行うものとする」こととされた。

なお、消費者庁においては、研修の重要性に鑑み、平成 26 年 1 月に公表された「地方消費者行政強化作戦」において、消費生活相談員の研修参加率を 100%に引き上げることを政策目標としている。地方公共団体の研修に対しては、既に「地方消費者行政活性化基金」を通じて、地方公共団体が相談員を研修に派遣するための費用や、地方公共団体独自に開催する研修等にかかる費用について支援しており、さらに、平成 26 年度当初予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の大幅増額及び活用期間の延長により、地方における計画的、安定的な取組を可能としたところである。

(3) 今後の研修計画

センターは、上記(2)のニーズに対応するため、次年度以降、研修の充実・強化を図る必要があると考えられるが、拙速に研修コースを拡充することで研修の質を低下させることのないよう、実施可能なものから段階的に充実を図ることとしている。

また、研修の充実・強化に当たっては、効率的で効果的な研修を行うこと

が求められるところ、これまで外部施設に100名以上の受講者を一度に集めて実施していた座学中心の集合研修を見直し、少人数制かつ事例検討型・参加体験型中心の集合研修を実施することが計画されている。

これらを踏まえ、首都圏で開催する集合研修は次年度以降、以下のように拡充する予定である（表4）。

なお、研修を充実・強化するに当たっては、研修講師の更なる確保が必須であるため、センターは、講師の適任者をリストアップするため、各分野の事業者団体等に継続的に要請を行うことが必要である。

表4 首都圏で開催する集合研修の研修充実・強化後の研修計画

（単位：コース、（ ）内は人）

	平成26年度 (参考)	平成27年度	平成28年度
消費者行政職員研修	6 (580)	14 (1,008)	14 (1,008)
消費生活相談員研修	15 (2,270)	33 (2,376)	39 (2,808)
消費者教育推進のための研修	10 (700)	19 (1,368)	19 (1,368)
企業職員研修	2 (240)	4 (288)	4 (288)
消費者リーダー研修※	— (—)	1 (72)	2 (144)
消費生活サポーター研修	— (—)	— (—)	5 (360)
計	33 (3,790)	71 (5,112)	83 (5,976)

※全国消費者フォーラム（1コース、600人）を除く。

2. 研修効果

(1) 学習効果の高い研修の実施

現在、センターは東京近辺の外部施設で集合研修を実施しているところ、予算（会場借上費）上の制約等により複数の会場の確保ができず、1か所の会場で座学中心の研修を行っており、ケーススタディやディスカッションのような、学習効果の高い事例検討型・参加体験型の研修の実施ができていない。さらに、近年では研修参加へのニーズの高まりに研修会場の収容人数、

コース数に対応できておらず、多くの講座において定員を超える状況となっている。また、外部施設での研修では、研修終了後に受講者が集合できる施設がないため、各受講者が手配したホテル等宿泊施設にそれぞれ移動してしまい、受講者による自主的なグループワークの実施、受講者同士の交流や情報交換を行うことができない。

センターにおいては、今後更にニーズに応じた研修の拡充が必要であるが、引き続き外部施設で研修を実施する場合、会場の確保は現在以上に困難になることが予想される。また、学習効果が高いと考えられる事例検討型・参加体験型の研修を実施するためにも、研修ニーズに応じた小規模の会場を複数確保していくことが期待されるが、そのような観点からも、外部会場の確保数を現在以上に拡大していくことには限界がある。

この点、研修施設では複数の研修室や討議室が常時利用可能であるため、会場確保を気にすることなく、事例検討型・参加体験型の研修の実施が可能である。また、宿泊設備が備わっているため、研修終了後の夜間でも図書資料館においてグループワークを行うこと等も可能であり、高い学習効果が期待される

したがって、事例検討型・参加体験型の研修を実現するための会場の確保が容易であり、同時に宿泊設備も備わっている研修施設を活用する方が、これまでどおり東京近辺の外部会場を確保していくよりも高い研修効果が期待できるものと考えられる。

(2) 研修施設の利用再開に向けた環境整備等

(1) で述べたとおり、研修施設を利用することによって、事例検討型・参加体験型の学習効果の高い研修が期待されるが、このような研修を更に効果的に実施するためには、①研修施設全館におけるインターネット接続環境の提供、②図書資料館に置くための書籍の購入等が必要であると考えられる。

また、受講者の利便性向上、受講者同士の交流・情報交換を促進するため、食堂等の宿泊設備の更改を行うとともに、最寄り駅である淵野辺駅からの交通アクセスの向上を図ることが必要である。

(3) 一般利用者への貸出し

研修施設における、研修を実施しない日の一般利用者に対する貸出しについては、I 3. (3) アで述べたように、平成 21 年度から 23 年度まで 3 年間、高校、大学のゼミ合宿等に活用することによる市場化テストを実施し、延べ 4,979 人（年平均 1,660 人）が利用した実績がある。

センターは、主として研修を予定していない土曜、日曜、祝祭日等につい

ては、原則外部への貸出しを行うこととし、自己収入の増加を図り、一層効率的な研修施設の活用を行うべきである。

なお、今後、相模原市や独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）といった周辺機関との連携、周知、広報を工夫し、会議室のみ・宿泊室のみの貸出しも積極的に行うことで、より一層の利活用が見込めるものと考えられる。

3. 稼働率

平成 22 年閣議決定において研修施設が廃止されたのは、宿泊室及び研修室の低調な稼働率が要因であった。このため、研修施設を再開するに当たっては、相当程度の高い稼働率を実現し、更に維持・向上することが求められる。

上記 1（3）の充実・強化後の研修を、研修施設で実施した場合、1年間のうち平日だけでも約 160～180 日が研修事業として利用されることとなる（参考：1年間の平日は約 240 日）。これに、消費者庁による利用（法執行研修等）及び外部利用も加えた場合の宿泊室、研修室の稼働率は次のとおりであり、ともに相当程度の稼働率が見込まれる（表 5）。

表 5 宿泊室、研修室の稼働率

区分	平成 21 年度	研修充実・強化後	
		1 年目	2 年目
宿泊室	19.0%	65.0%	71.7%
研修室	14.9%	66.3%	67.5%

【稼働率の計算方法】

① 宿泊室

$$\text{宿泊室稼働率} = \frac{\text{「研修コース別宿泊者 × 宿泊日数」の総計}}{\text{宿泊室 72 室 × 利用可能日}}$$

※ 宿泊棟宿泊室：72 室

※ 利用可能日：土日祝日及び年末年始を除いた日（月～金に宿泊することを前提とする）

※ 宿泊者＝受講者

※ 外部利用の場合も、基本的な考え方は同様（宿泊者＝外部利用者。ただし、利用可能日に土日祝日等が含まれる可能性がある。）。

②研修室

$$\text{研修室稼働率} = \frac{\text{利用日数 (IT 講習室 + 研修室 A、B + 討議室 A、B、C)}}{\text{研修室 6 室} \times \text{利用可能日}}$$

- ※ 研修棟研修室：6室（講堂及び中会議室を除く。）
- ※ 利用可能日：土日祝日及び年末年始を除いた日（ただし、金に宿泊した場合、土曜の研修室利用は、利用可能日に含める）
- ※ 宿泊付き研修は、最終日は1室のみ利用し、最終日以外は全室利用する前提で試算。日帰り研修は1室のみ利用する前提で試算
- ※ 外部利用の場合も、基本的な考え方は同様（ただし、利用可能日に土日祝日等が含まれる可能性がある。）

（参考）

稼働率を計算する際、上記のとおり利用可能日（＝研修実施日）を分母として
いるところ、研修最終日は宿泊が発生しないため、稼働率が100%になることは
ない。仮に、平成27年度において年末年始及び祝日を考慮せず、6泊7日の研
修を毎週実施（利用可能日366日・宿泊日数314日）したとしても、宿泊室の稼
働率は85.8%である。

$$(72 \text{ 名} \times 314 \text{ 日}) \div (72 \text{ 室} \times 366 \text{ 日}) = 85.8\%$$

4. コスト比較について

（1）前提条件

（2）研修施設で実施した場合

（3）外部施設で実施した場合

（4）比較結果

